

### 3 行為の制限に関する事項

#### (1) 届出対象行為

景観計画区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為とその手続きの流れは以下に示すとおりとします。

表3-(1) 届出対象行為

届出対象行為		届出対象規模	
		一般地区	重点地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	● 高さが10m又は延床面積が300㎡を超えるもの	● 全ての建築物
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	● 変更に係る見付面積が400㎡を超えるもの	● 変更に係る見付面積が10㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築若しくは移転・外観を変更することとなる模様替え又は色彩の変更	① 擁壁、さく、塀、その他これに類するもの	● 高さが3mを超え、且つ長さが30mを超えるもの
		② 電気供給・通信施設	● 高さが20mを超えるもの
		③ その他工作物	● 高さが13m又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
屋外の物件の堆積(道路その他の公共空間から望見されるもの)		● 堆積の高さ3m又は行為区域が500㎡を超えるもの	
開発行為又は土地の形質の変更		● 面積3,000㎡を超えるもの	
土石の採取又は鉱物の掘採		● 生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの	

図3-(1) 行為の届出フロー

